

西宮市学校施設長寿命化計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市の学校施設の約6割が築年数30年を超え、今後、更なる老朽化や整備需要の急増が予想される。このような中、安全性を確保しつつ、学校施設の中長期的な更新・維持管理等に係るトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図り、効率的かつ効果的に施設整備を進める必要があることから、「西宮市学校施設長寿命化計画」を策定する。

そこで、豊富な経験と高い専門知識を有する業者から企画提案を募集し、契約を行う上で最も適した業者を受託候補者として特定するためプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

西宮市学校施設長寿命化計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで

(4) 委託上限金額

2か年で20,304,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、参考見積書の金額が、委託上限金額を超過した場合は失格とする。

3 プロポーザルの参加資格要件

次のすべての要件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿コンサル業（M1～M7）に登載されるものであること。なお、当該名簿に登載されないことが明らかになった場合は失格とする。
- (3) 西宮市から現に指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (9) 平成 19 年度から平成 28 年度までの間に、本業務と同種又は類似の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績を有すること。

同種の業務とは、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定について（26 文科施第 569 号）」に基づく、公立文教施設における行動計画・個別施設計画の策定業務、または左記計画に盛り込むべき事項を満たす計画の策定業務とする。

類似の業務とは、国、地方公共団体、国立・公立大学法人又は独立行政法人等が発注した業務で以下のうちいずれかに該当するものとする。

ア 公共施設マネジメント計画、公共施設白書作成業務、施設再配置計画、総合管理計画策定業務等のマネジメント計画策定業務

イ 総合管理計画に基づく個別計画として位置づけられている建築系施設の計画策定業務

ウ 複数施設を対象とする修繕計画策定業務（調査・設計業務を除く）

※上記、参加資格の確認基準日は、参加表明書を提出した日とし、確認基準日以降、提案書の提出期限までに参加資格を欠く事態に至った場合には、原則として失格とする。

4 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 平成 29 年 3 月 31 日（金）午後 5 時 00 分（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（k_kanri@nishi.or.jp）にて提出すること。なお、質問書を提出したときは、事故防止のため必ず電話で提出した旨の連絡をすること。
- (3) 回答方法 平成 29 年 4 月 7 日（金）を目処に、すべての質問及び回答をとりまとめたものを西宮市ホームページで公開することとし、個別の回答は行わない。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについてはこの限りではない。

5 参加表明書等及び企画提案書等の提出

参加表明書等及び企画提案書等は、以下により提出すること。

- (1) 提出期限

ア 参加表明書等：平成 29 年 4 月 12 日（水）午後 5 時（必着）

イ 企画提案書等：平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 5 時（必着）

提出期限を過ぎたものは受け付けない。

- (2) 提出場所 西宮市教育委員会 教育総括室 学校管理課

〒662-0918 西宮市六湛寺町 3 番 1 号 西宮市役所東館 7 階

- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。

持参による場合は、平日の午前9時～正午、及び午後1時～午後5時の間の受付とする。

郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出書類 次のとおりとする。

ア 参加表明書等

書類名	提出に際しての注意事項
参加表明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 指定 (様式第1号) ・ 部数 社印及び代表者印を押印した正本1部
業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 指定 (様式第2号) ・ 部数 正本1部、副本8部
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 指定 (様式第3号) ・ 部数 正本1部、副本8部
業務実績等を証する資料の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 任意 ・ 部数 1式 ・ その他 会社としての実績だけでなく、管理技術者・主任技術者の実績に関するもの、保有資格に関するものを含む。

イ 企画提案書等

書類名	提出に際しての注意事項
企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 任意 (A4判) ・ 部数 正本1部、副本8部 ・ 枚数 A4判片面印刷で概ね6枚まで ・ 内容 (以下のことについて記載すること。) <ul style="list-style-type: none"> ① 基本方針 ② 主要検討項目 (委託仕様書の「6 業務内容」の内、(4)②「各学校施設における長寿命化シミュレーション」及び(5)②「中期計画 (今後10年間)」についての考え方は必ず記載すること。) ③ 業務工程表 ④ その他特に提案すべき内容 ・ その他 提出時の表紙を除き、提案者を判別できるようなロゴマーク等は使用しないこと。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式 指定 (様式第4号) ただし、詳細な内訳明細書は任意様式 ・ 部数 社印及び代表者印を押印した正本1部

6 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等書類審査して参加資格を有すると認められる応募者の中から、上位5者程度を事務局において提案者として選定する。

実施日 平成29年4月13日（木）予定

(2) 第2次審査（提案内容の評価、ヒアリング等による審査）

第1次審査により選定された者に対し、西宮市学校施設長寿命化計画策定支援業務事業者プロポーザル選定委員会において、企画提案内容についての評価、ヒアリング等を実施し、7に規定する審査基準に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日 平成29年5月下旬予定

項目	注意事項
日時・会場	ヒアリング開催通知書にて指定する。
持ち時間	30分以内
出席者	5人以内
ヒアリング内容	・提出した企画提案書の内容説明（10分） ・企画書の内容に関する質疑応答（20分）
その他	・提出した企画提案書以外の追加資料の配布は認めない。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を各応募者に電子メールで通知するとともに、通知書を郵送にて発送する。

イ 第2次審査

審査結果を各応募者に電子メールで通知するとともに、書面により郵送にて通知する。

7 審査基準及び配点

受託候補者の選定及び特定にあたっては、以下の審査基準に基づき審査する。（第1次評価段階においては、①の合計20点満点とする。）

評価分類	評価項目	評価の指標	配点
① 業務遂行能力・保有技術力に対する評価	会社の業務実績	同種又は類似業務の実績数	4
	業務実施体制	従事予定者数	4
	管理技術者の業務実績・専任性	同種又は類似業務の実績数	3
		手持ちの業務量	3
	主任技術者の業務実績・専任性	同種又は類似業務の実績数	3
		手持ちの業務量	3

② 提案内容に対する評価	業務の理解度	基本方針の内容	10
	業務に対する取組み姿勢		5
	提案内容の妥当性	主要検討項目、工程表、課題に対する取組み手法	40
	資料調製能力		提案書のまとめ方
③ プレゼンテーション・ヒアリングの評価	説得力	プレゼンテーション内容	5
	協調性	質問に対する受け答え姿勢	5
④ 業務費用の評価	業務費用	見積金額	10
合 計			100

8 日程

項番	手 順	期限等
1	公募（案件公表、資料配布）	平成 29 年 3 月 24 日（金）
2	質問受付期限	平成 29 年 3 月 31 日（金）午後 5 時まで
3	質問回答公開	平成 29 年 4 月 7 日（金）
4	参加表明書等の提出期限	平成 29 年 4 月 12 日（水）午後 5 時まで
5	第 1 次審査	平成 29 年 4 月 13 日（木）
6	第 1 次審査の結果通知	平成 29 年 4 月 17 日（月）（予定）
7	企画提案書等の提出期限	平成 29 年 5 月 8 日（月）午後 5 時まで
8	第 2 次審査（プレゼンテーション）	平成 29 年 5 月下旬（予定）
9	第 2 次審査の結果通知	平成 29 年 6 月上旬（予定）
10	契約手続	平成 29 年 6 月下旬

9 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提出書類の作成形式及び記載上の注意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 企画提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (6) 提出書類に重大な誤脱があったもの。
- (7) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があったもの。
- (8) 参考見積書の金額が、2（4）に定める委託上限金額を超過したもの。

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行う。

11 その他注意事項

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (2) 書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は円とする。
- (3) 企画提案書の提出は、1者につき1件とする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 提出書類は返却しないと同時に、特に定めがある以外には提出者に無断で使用しない。
- (7) 「業務実施体制調書」に記載した配置予定の管理技術者及び主任技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合は、西宮市と協議の上、決定するものとする。
- (8) プレゼンテーション・ヒアリングにおいて説明や質疑に対する回答を行う者は、原則として「業務実施体制調書」に記載した管理技術者又は主任技術者とする。
- (9) 西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで提出者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については、決定後の公開とする。
- (10) 審査の結果については、電話等による問合せには一切応じない。

12 本案件に関する問合せ先（事務局）

〒662-0918

西宮市六湛寺町3番1号 西宮市役所東館7階

西宮市教育委員会 教育総括室 学校管理課

担当者 村山 秋本

電話 0798-35-3843

FAX 0798-36-3552

E-mail k_kanri@nishi.or.jp